

## 外部サービスに係る利用規程

(目的)

第1条 本規程は、高知県情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）第12条の規定に基づき、外部サービスのセキュリティ対策に関して必要な事項を定める。

(パブリッククラウドサービス利用時の協議)

第2条 対策基準第12条第1項の規定によるパブリッククラウドサービスを利用する場合の協議は、「パブリッククラウドサービス利用協議書」（第1号様式）により行うものとする。

2 対策基準第12条第1項ただし書きに規定する「利用可能なパブリッククラウドサービス一覧表」は、別表1のとおりとする。

(ソーシャルメディアサービス利用時の協議)

第3条 対策基準第12条第2項の規定によるソーシャルメディアサービスを利用する場合の協議は、「ソーシャルメディアサービス利用協議書」（第2号様式）により行うものとする。

別表1（第2条 関係）

No	クラウドサービスの名称	No	クラウドサービスの名称
1	クラウドサイン	6	SAP Success Factors
2	Cisco Webex	7	カオナビ
3	Microsoft Office 365	8	Cybereason EDR / MDR サービス
4	Smart Data Platform サービス	9	DigitalArts@Cloud
5	Salesforce Services		

附 則

この基準は、令和4年8月9日から施行する。